

知っておこう！ 災害ごみ のこと

災害廃棄物処理計画を策定

災害はいつ、どこで発生するか分かりません。地震や水害が発生した後、コンクリートの破片や木くず、使えなくなった家電などが大量に発生している映像や画像をテレビなどで見ることがあります。

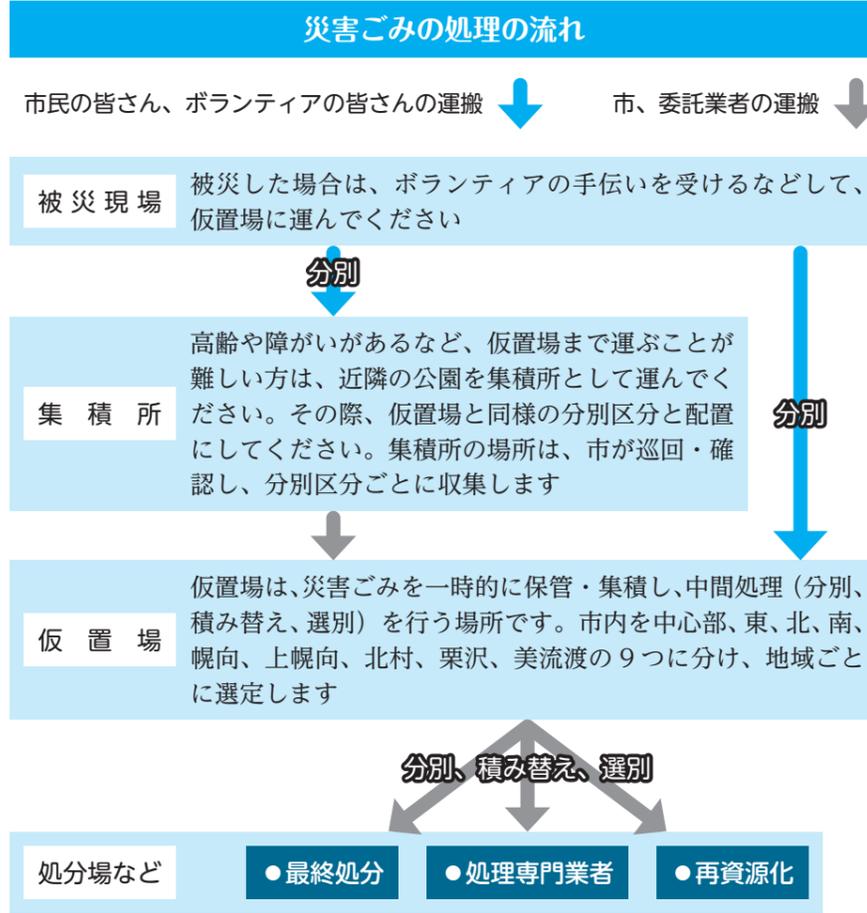
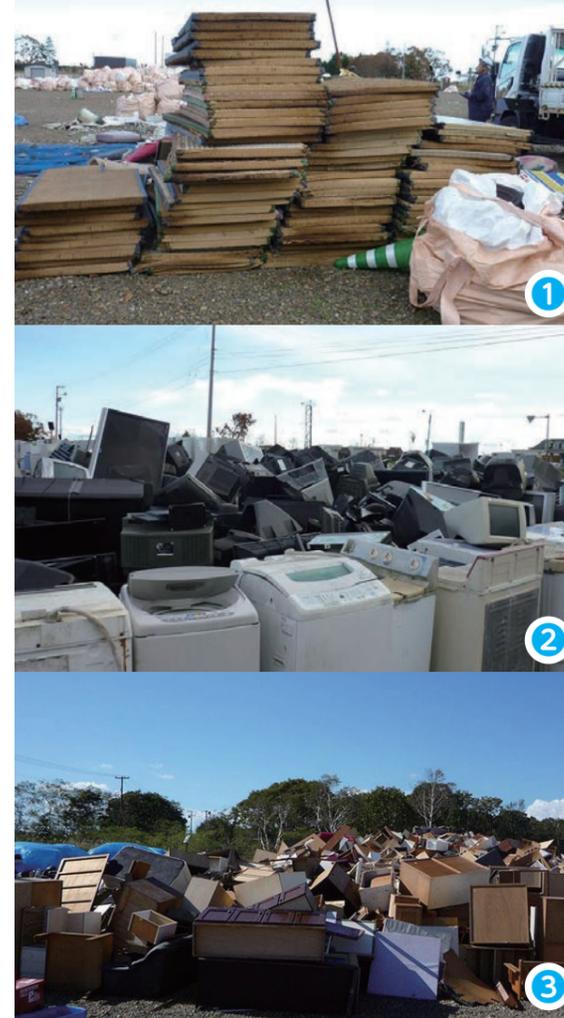
このような災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、「災害ごみ」とも呼ばれています。

市は、災害ごみの処理を円滑・適正に行い、速やかに復旧・復興を進めるため、岩見沢市災害廃棄物処理計画を策定しました。今月号は、その概要をお知らせします。

問合先 廃棄物対策課

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

- ① http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h30_shinsai/detail/?id=HK-04-01-012&rtp=search&p=2
- ② http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h30_shinsai/detail/?id=HK-04-01-011&rtp=search&p=2
- ③ http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h30_shinsai/detail/?id=HK-04-01-005&rtp=search&p=2



災害ごみの処理は？

災害ごみは、市民の皆さんやボランティアの皆さんが、市が指定する仮置場まで運んでください。※ごみステーションには出さないでください。仮置場まで運ぶことが難しい場合は、近隣の公園などを「集積所」として、そこまで運んでください。

どんな分別になるの？

災害ごみは、指定ごみ袋に入れる必要はありませんが、各家庭で次のとおり分別して、仮置場または集積所に出してください。仮置場には管理人がいますので、指示にしたがって出してください。

災害ごみの分別区分			
タイヤ	危険ごみ（蛍光管、乾電池、スプレー缶、ライターなど）		
畳	家電リサイクル品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）		
石膏ボード	燃やせるごみ（可燃物）		
コンクリート	燃やせないごみ		
大型ごみ	木質類	陶磁器類、ガラス類	
	布団など		
	プラスチック類		
	金属類		

災害時であっても、家庭ごみは通常の指定曜日に、ごみステーションに出されたものを収集します。発生量によっては、個人による「いわびか」への直接搬入は中止します。

家庭ごみと同様に、災害ごみも正しく分別して仮置場に出すことで、その後の処理がスムーズに進み、早い復旧・復興につながります。災害に備える意識の中に、「災害ごみの処理」という項目も追加しておきましょう。

災害ごみを出すときの注意点	
ルールを守る	●仮置場の分別区分と配置にしたがって出す ●家庭ごみは、ごみステーションへ
悪臭・有害物質を発生させないために	●冷蔵庫や冷凍庫に食品を入れたまま出さない ●生ものなど腐敗するものは、ごみステーションまたは避難所で指定する場所に出す
処理を迅速に行うために	●タンスなどは中身を入れたまま出さない ●不要になった家具・電化製品などは日ごろから処分しておく
被害の拡大を防ぐために	●地下、半地下の部屋や車庫、物置に、浸水に弱いものを保管しない ●流出・飛散しない工夫しておく ●発火防止のため、ガソリンや灯油、カセットボンベは抜いて、電池類は外して出す
不適正な処理の禁止	●災害に関係しないものを出したり、混乱に乗じて不法投棄をしたり、野焼きをしたりといった不適正な処理をしない

基本方針

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）では、石狩低地東縁断層帯主部を震源とする震度6.4の地震が発生したとして、岩見沢市では全壊建物が約1千600棟、半壊建物が約3千600棟の被害を想定しています。

また、岩見沢市防災計画洪水浸水想定区域では、台風最盛期における豪雨による洪水および暴風の際に、約2万8千400世帯が浸水する被害を想定しています。この想定する被害を踏まえ、次のとおり基本方針を定めました。

災害廃棄物処理の基本方針	
基本方針	内容
処理期間	●地震災害はおおむね3年以内に処理を完了するよう努める ●水害はおおむね2年以内に処理を完了するよう努める ※復旧・復興計画との整合性を図りながら、状況に応じて柔軟に目標期間を設定する。
計画的な処理	●仮置場を適正に配置し、集積した災害廃棄物は計画的に処理施設に搬入する ●災害廃棄物の処理は、国、北海道、近隣市町村および民間事業者などと連携する ●災害廃棄物の再資源化を図るため、民間事業者と連携するほか、分別した排出・収集運搬に努め、環境に十分配慮した処理を行う
適正分別とリサイクルの推進	●適正分別を徹底し、可能な限り廃棄物の減量化と再資源化に努める ●焼却処理・最終処分量を減らして効率的な処理を行うため、また、地域復興に必要な資源の有効活用を図るために、災害廃棄物の徹底した分別、リサイクル（再資源化）を推進する
既存施設の活用	●平時に運営している一般廃棄物処理施設を最大限活用する ●状況に応じて、産業廃棄物処理施設の活用、他の自治体との連携、仮設処理施設の設置などにより処理を行う
公衆衛生の確保	●市民の皆さんに健康被害や生活環境保全上の支障が生じることのないよう防疫対策を行う ●災害廃棄物の処理は、変化する状況に対応できるよう迅速に行う
作業時の安全確保	●ごみの組成や排出量、危険物の混入など、平時と大きく異なることから、より一層の作業時の安全確保を図る